

令和 8 年 6 月●日

(名称) 松江市公共交通利用促進市民会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

松江市では、人口減少と少子高齢化が進行する市郊外部の13地域においてコミュニティバスが運行されており、地域の拠点である支所や公民館周辺の交通結節点と居住地を連絡する、地域の移動手段としての役割を担っている。また、市街地幹線や地域幹線への接続により、市街地中心部への広域移動も可能となっており、松江市の公共交通ネットワークを形成するうえで欠くことのできない路線である。

こういった状況下において、令和6年9月に一畑バス大東線、御津線が廃止となり、その代替路線として新たに「雲南市民バス・大東松江乃木線」(雲南市との共同運行)及び「御津コミュニティバス」を運行している。これらの路線は、地域の住民の生活に不可欠な移動手段であることから、今後運行継続の必要性が高まることが予想される。

一方で、これらの路線については自治体や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により確保・維持する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【雲南市民バス・大東松江乃木線】

市域全域が過疎地域で少子高齢化が進行している雲南市においては、運行実績の改善は困難であり現状からの微増で目標設定をしている。

上記を踏まえ公共交通サービスを確保するため、目標を以下のように設定する。

目標	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数（1運行当たり）	4.3人以上	4.4人以上	4.5人以上
住民満足度	52%	52%	52%

1運行当たりの利用者数については、令和7年度の平均利用者数を参考に目標値を設定している。(令和7年度利用者数 19,387人 平均4.2人/1運行あたり)

また、松江市からの支出を16,915千円以下(令和7年度 16,915千円)、収支率を2.4%(令和7年度)以上とする。

住民満足度(実績) 平成26年42.2% 平成27年45.3% 平成28年55.8% 平成29年57.3% 平成30年55.1% 令和元年度48.5% 令和2年度51.7% 令和3年度53.2% 令和4年度53.0% 令和5年度51.7% 令和6年度49.1% 令和7年度45.4%を基に設定。

公共交通を維持するための経費が年々増加傾向にある中、運行を効率化し、経費の抑制を図っているが、便数が少なく公共交通を利用しにくい等の理由から、住民満足度が伸び悩んでいる。

令和9年度以降の目標設定については、現状を鑑み設定している。

【御津コミュニティバス】

令和7年度実績を上回ることを目指し、9,436人以上とする。(令和7年度 9,436人)

また、松江市からの支出を17,014千円以下(令和7年度 17,014千円)、収支率を11.4%(令和7年度 11.4%)以上とする。

(2) 事業の効果

【雲南市民バス・大東松江乃木線】

運行路線沿線に居住する地域住民の日常生活における移動手段が確保されるとともに、地域間交通ネットワークとの接続により、地域内から中心市街地等への広域的な移動手段が確保される。さらには、高齢者の外出促進、地域活性化につながる。

【御津コミュニティバス】

御津コミュニティバスを維持することにより、鹿島地域御津集落をはじめとする沿線地域における高齢者等が買い物・通院等を済ませるために旧松江市内へ移動する際の交通手段が確保される。また、旧松江市内において市街地幹線・地域幹線に接続することにより、効率的で利用しやすい地域公共交通ネットワークが実現できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【雲南市民バス・大東松江乃木線】実施主体：雲南市

- ・ 市民バス路線図、JR等他の公共交通機関ダイヤを掲載した時刻表を市内全戸配布
- ・ 分かりやすい乗り継ぎ情報の提供
- ・ 地域住民組織を通じて市民バスの利用実績をお知らせし、利用促進を図る。

【御津コミュニティバス】実施主体：交通事業者、松江市、関係団体

- ・ 乗り継ぎ利便性の確保
- ・ わかりやすく使いやすい交通案内・乗り継ぎ情報の提供
- ・ 地元組織（利用促進協議会）の活動支援

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

※表1を参照

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

【雲南市民バス・大東松江乃木線】

運行については雲南市から運行事業者へ委託しており、運行経費から運行収入及び国庫補助金等を差し引いた差額分については、雲南市及び松江市が負担することとしている。

【御津コミュニティバス】

運行については松江市から運行事業者へ委託しており、運行経費から運行収入及び国庫補助金等を差し引いた差額分については、松江市が負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・ 運行事業者からの提供データによる利用者数や収支状況のモニタリング（毎年度実施）
- ・ 公共交通に対する公的資金導入額をモニタリング（毎年度実施）
- ・ 市民アンケート調査により路線バスに対する総合的な満足度、公共交通による外出頻度を把握（令和10年度に実施予定）

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
※表 5 を参照
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和8年6月8日 第1回松江市公共交通利用促進市民会議を開催 令和8年度の事業計画等を審議し、承認
19. 利用者等の意見の反映状況
令和8年2月17日にコミュニティバス運行地区の住民代表を集めた、松江市コミュニティバス利用促進協議会連絡会を開催し、意見交換を行った。 また、令和8年6月3日～10日の間、利用者アンケートを実施し、実態の把握を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 島根県松江市末次町 86 番地
 (所 属) 松江市まちづくり部交通政策課
 (氏 名) 野津・深田
 (電 話) 0852-55-5661
 (e-mail) kotsu@city.matsue.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。